

報告第20号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年11月29日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	24. 7. 17	円 557,184	平成24年5月15日、宮前区土橋6丁目10番地4先路上で、本市小型ごみ収集車が走行中、前方で一時停止した被害者(ア)所有の普通乗用車に追突し、破損させ、及び運転していた被害者(イ)を負傷させたもの
2	環境局	25. 7. 21	円 1,849,945	
3	環境局	25. 8. 30	円 341,250	平成25年5月8日、麻生区上麻生4丁目19番3号先路上で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の集積所の扉に接触し、破損させたもの
4	環境局	25. 9. 4	円 72,450	平成25年3月21日、幸区中幸町4丁目46番地先路上で、本市小型ごみ収集車が、後方から走行してきた車両を通過させようと左に寄った際、被害者所有の車止めポールに接触し、破損させたもの
5	環境局	25. 9. 25	円 485,145	平成25年3月23日、宮前区馬絹1002番地1先丁字路で、本市中型ごみ収集車が、前方から走行してきた車両を避けようと左に寄った際、左側から走行してきた被害者運転の自転車に接触し、被害者を負傷させたもの

6	環境局	25. 10. 1	円 31,500	平成25年8月12日、被害者宅先路上で、本市小型ごみ収集車が、作業を終え、発進した際、被害者(ア)から(オ)までが所有するブロック塀に接触し、破損させたもの
7	環境局	25. 10. 1	円 20,000	平成25年8月26日、高津区末長481番地9先交差点で、本市大型コンテナ車が、右折しようとした際、横断歩道を通行していた被害者が所有するベビーカーに接触し、破損させたもの
8	建設緑政局	25. 9. 10	円 252,000	平成25年6月13日、麻生区東百合丘2丁目41番13号先丁字路で、本市公共応急作業車が、方向転換しようとした際、被害者所有の塀に接触し、破損させたもの
9	中原区役所	25. 6. 18	円 78,011	平成25年5月20日、中原区木月住吉町1番1号先路上で、本市軽ライトバンが、道路外に出るため右折しようとした際、前方から走行してきた被害者(ア)所有の原動機付自転車と接触し、破損させ、及び運転していた被害者(イ)を負傷させたもの
10	中原区役所	25. 7. 22	円 102,066	
11	消防局	25. 9. 13	円 44,940	平成25年8月23日、幸区大宮町28番地8先路上で、本市地震体験車が、車線変更しようとした際、右側を走行していた被害者運転の普通乗用車に接触し、破損させたもの
12	建設緑政局	25. 8. 9	円 38,265	平成25年3月25日、今井さくら公園で、遊んでいた被害者が、倒れたまま放置されていた注意看板から突き出ていたくぎを踏み、負傷したもの
13	建設緑政局	25. 8. 22	円 52,440	平成23年10月10日、中原区下沼部1759番地先路上で、被害者が歩行中、舗装の破損箇所につまずいて転倒し、負傷したもの
14	建設緑政局	25. 9. 26	円 104,400	平成24年4月24日、中原区中丸子524番地先路上で、被害者が、舗装の破損箇所につまずいて転倒し、負傷したもの

15	建設緑政局	25. 9. 27	円 98,700	平成25年5月7日、中原区小杉町1丁目403番地1先路上で、幹が腐食していた街路樹が倒れ、被害者所有のフェンス等を破損させたもの
16	建設緑政局	25.10. 2	円 23,868	平成20年10月27日、川崎区境町3番12号先路上で、被害者が歩行中、路面の段差につまずいて転倒し、負傷したもの
17	建設緑政局	25.10. 2	円 100,764	平成25年4月4日、宮前区有馬9丁目14番4号先路上で、被害者運転の普通乗用車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該普通乗用車が破損したもの
18	建設緑政局	25.10. 8	円 3,097	平成25年3月28日、高津区二子6丁目6番5号先路上で、被害者運転の自転車が走行中、舗装の破損箇所に落輪して転倒し、被害者が負傷したもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
140	24.10.3	仮称川崎区 内複合福祉 施設新築工 事	川崎市中原区今井仲町 375番地3 興建・八木共同企業体 代表者 株式会社 興建 代表取締役 小林 政男 構成員 株式会社 八木工務店 代表取締役 菊池 幸治	契約金額 628,101,600 円	契約金額 631,319,850 円	25.11.8	当初想定 にない地中 障害物及び 道路構造物 が見つか り、撤去が 必要となっ たこと等の ため、増額 変更を行う ものである。
232	24.12.12	川崎競輪場 西側施設・ 選手管理棟 改築工事	横浜市中区太田町四丁 目51番地 鹿島・露木・城所共同 企業体 代表者 鹿島建設株式会社 代表取締役社長 中村 満義 構成員 露木建設株式会社 代表取締役 露木 直義 構成員 城所建設株式会社 代表取締役 城所 金太郎	契約金額 1,457,400,000 円	契約金額 1,492,069,950 円	25.11.8	当初想定 にない地中 障害物が発 生し、また 近接する既 存競走路等 の保護のた め施工方法 を見直した ことから、 地中障害物 撤去費用及 び工法変更 による増額 変更を行う ものである。

### 3 市長の専決事項の指定について第5項による専決処分

#### (1) 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

専決処分年月日 平成25年9月17日

公布年月日 平成25年9月18日

川崎市条例第39号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める  
条例の一部改正)

第1条 川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（昭和46年川崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の表高津区の項区域の欄中「末長」の次に「、末長1丁目」を加える。

(川崎市区役所支所及び出張所設置条例の一部改正)

第2条 川崎市区役所支所及び出張所設置条例（昭和46年川崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

本則の表高津区役所橋出張所の項所管区域の欄中「末長」の次に「、末長1丁目」を加える。

(川崎市児童相談所条例の一部改正)

第3条 川崎市児童相談所条例（昭和46年川崎市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条の表川崎市中部児童相談所の項中「川崎市高津区末長276番地5」を「川崎市高津区末長1丁目3番9号」に改める。

(川崎市母子生活支援施設条例の一部改正)

第4条 川崎市母子生活支援施設条例（昭和26年川崎市条例第51号）

の一部を次のように改正する。

第2条の表川崎市ヒルズすえながの項中「川崎市高津区末長276番地7」を「川崎市高津区末長1丁目3番6号」に改める。

(川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第5条 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例(昭和46年川崎市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第28条の3中「川崎市高津区末長276番地6」を「川崎市高津区末長1丁目3番8号」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成25年9月24日から施行する。

#### (2) 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

専決処分年月日 平成25年11月1日

公布年月日 平成25年11月5日

#### 川崎市条例第52号

#### 住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部改正)

第1条 川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例(昭和46年川崎市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条の表高津区の項区域の欄中「末長1丁目」の次に「、末長2丁目」を加える。

(川崎市区役所支所及び出張所設置条例の一部改正)

第2条 川崎市区役所支所及び出張所設置条例(昭和46年川崎市条例第39号)の一部を次のように改正する。

本則の表高津区役所橋出張所の項所管区域の欄中「末長 1 丁目」の次に「、末長 2 丁目」を加える。

(川崎市老人いこいの家条例の一部改正)

第 3 条 川崎市老人いこいの家条例（昭和 4 7 年川崎市条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

別表川崎市末長老人いこいの家の項中「川崎市高津区末長 8 1 4 番地 7」を「川崎市高津区末長 2 丁目 2 7 番 2 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 1 1 月 1 8 日から施行する。

#### 4 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

##### (1) 訴えの提起

番号	専決処分 年月日	被告	請求の要旨
1	25.10.25	** ** *	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料及び明渡済みに至るまでの使用料相当損害金の支払を求めるもの
2	25.10.25	** ** *	
3	25.10.25	** ** *	
4	25.10.25	** ** *	
5	25.10.25	***** **	
6	25.10.25	** ** *	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し及び使用料相当損害金の支払を求めるもの
7	25.10.25	** ** *	高額所得者と認定され、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し及び使用料相当損害金の支払を求めるもの

##### (2) 和解

番号	専決処分 年月日	相手方	和解の要旨
1	25.10.3	** ** *	左記の相手方は、1,847,900円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年10月から平成30年10月までの間は毎月30,000円、同年11月は17,900円に分割して支払うこととするもの

2	25.10.3	** **	** **	左記の相手方は、679,800円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年10月から平成29年6月までの間は毎月15,000円、同年7月は4,800円に分割して支払うこととするもの
3	25.10.3	** **	** **	左記の相手方は、443,100円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年10月から平成27年7月までの間は毎月20,000円、同年8月は3,100円に分割して支払うこととするもの
4	25.10.3	** **	** **	左記の相手方は、588,000円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年10月から平成28年2月までの間は毎月20,000円、同年3月は8,000円に分割して支払うこととするもの
5	25.10.7	** **	** **	左記の相手方は、352,800円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年10月から平成27年2月までの間は毎月20,000円、同年3月は12,800円に分割して支払うこととするもの
6	25.10.9	** **	*	左記の相手方は、855,500円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年10月から平成27年6月までの間は毎月40,000円、同年7月は15,500円に分割して支払うこととするもの
7	25.10.9	** **	** **	左記の相手方は、446,800円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年11月から平成27年8月までの間は毎月20,000円、同年9月は6,800円に分割して支払うこととするもの
8	25.10.9	** **	** **	左記の相手方は、203,200円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年10月から平成27年5月までの間は毎月10,000円、同年6月は3,200円に分割して支払うこととするもの
9	25.10.9	*	** **	左記の相手方は、604,000円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年10月から平成28年10月までの間は毎月16,000円、同年11月は12,000円に分割して支払うこととするもの

10	25.10.23	*	**	左記の相手方は、463,800円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年12月から平成27年2月までの間は毎月30,000円、同年3月は13,800円に分割して支払うこととするもの
11	25.10.23	**	**	左記の相手方は、665,600円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年11月から平成26年11月までの間は毎月50,000円、同年12月は15,600円に分割して支払うこととするもの
12	25.10.23	*	**	左記の相手方は、1,430,400円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年12月から平成29年10月までの間は毎月30,000円、同年11月は20,400円に分割して支払うこととするもの
13	25.10.23	**	**	左記の相手方は、251,500円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成25年12月から平成26年11月までの間は毎月20,000円、同年12月は11,500円に分割して支払うこととするもの